



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 ソマール株式会社
代表者名 代表取締役社長 曾谷 太
(コード番号 8152 東証第2部)
問合せ先 IRC 部 長 田原 房枝
TEL 03-3542-2160

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 68 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、ならびに取締役(業務執行取締役である者を除く。)および監査役として適切な人材の招聘を容易にするため、当社と取締役(業務執行取締役である者を除く。)および監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第 27 条(取締役の責任免除)および第 35 条(監査役の責任免除)を新設するものであります。

なお、定款第 27 条(取締役の責任免除)の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 上記条文の新設にともない、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 26 日(予定)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 26 日(予定)

以 上

〈定款変更の内容〉

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 第17条～第26条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 第27条～第33条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計 算 第34条～第36条 (条文省略)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 第17条～第26条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第27条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、<u>法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役である者を除く。)</u>との間に、<u>同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会 第28条～第34条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第35条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、<u>法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第6章 計 算 第36条～第38条 (現行どおり)</p>